

平成23年第2回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

7月臨時会会議録

平成23年7月22日 開会

同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（7月臨時会）会議録

平成23年7月22日（金曜日） 午後1時00分開議

○出席議員

1番 村上 満由	2番 高野 伸生
3番 小玉 隆子	4番 東 貴之
5番 成山 清司	6番 西林 克敏
7番 上垣 純一	8番 福西 寿光
9番 峯 満寿人	10番 野口 真知子
11番 小野林 治三夫	12番 西田 隆一
13番 岸野 友美子	14番 森西 正
15番 松本 定	16番 松本 雪美
17番 長畑 浩則	18番 吉坂 泰彦
19番 東 小夜子	20番 山田 強

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

広域連合長	倉田 薫
副広域連合長	向井 通彦
副広域連合長	吉田 友好
事務局長	濱田 邦男
事務局次長兼 総務企画課長	吉田 真一
資格管理課長	池田 太加司
給付課長	奥山 芳人

○職務のため出席した者

書 記	六車 清貴
書 記	松倉 喜幸

○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙

○議事日程（追加）

- 日程第 1 副議長の選挙
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案第 6 号 大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件
- 日程第 6 議案第 7 号 大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件
- 日程第 7 議案第 8 号 大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件
- 日程第 8 議案第 9 号 大阪府後期高齢者医療広域連合の休日定める条例等一部改正の件
- 日程第 9 報告第 1 号 平成 22 年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の件
- 日程第 10 報告第 2 号 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例一部改正の専決処分の件
- 日程第 11 報告第 3 号 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正の専決処分の件
- 日程第 12 大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙

○会議に付した事件

- 議事日程のとおり

午後1時00分 開議

○事務局 本臨時会は、大阪府後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙後初の議会でございます。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員に臨時議長を務めていただくことになっております。本日、出席議員の中で、松本定議員が年長の議員でございます。ご紹介申し上げます。

それでは、松本議員、議長席にご着席よろしく願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○松本定臨時議長 ただ今ご紹介いただきました松本定でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

平成23年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会の開会に先立ち、広域連合長からごあいさつがあります。

倉田広域連合長。

〔広域連合長 倉田 薫君 登壇〕

○倉田広域連合長 大阪府後期高齢者医療広域連合長を仰せつかっております池田市長の倉田薫でございます。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の臨時会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、繰り合わせご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

まず、このたびの東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対して、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、国におきましては、現行の後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度の創設に向けて検討が進められ、昨年末には最終取りまとめが示されました。それを受けまして、本年1月には法案提出というスケジュールとなっておりますが、関係機関との調整が不十分であったことや、今般の東日本大震災の発生により新制度の施行が先行き不透明となっております。そのような中ではありますが、私ども広域連合といたしましては、引き続き国の動向を注視するとともに、全国の広域連合とも連携を図りながら、関係市町村のご理解とご協力をいただき、大阪府内の80万人を超える被保険者の皆様方が、安心して必要な医療を受けることができるように、円滑な事業運営に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、今後とも格段のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

なお、本日の臨時会におきましては、副広域連合長並びに行政委員会委員の選任同意、条例改正案件のほか、補正予算の専決処分などについてご審議をお願いすることといたしております。議案の内容につきましては、後ほど説明を申し上げますが、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのごあいさつといたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松本定臨時議長 ただ今出席議員は20名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達して

おります。

ただ今より平成23年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、このたび東日本大震災により被災されました皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。また、お亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りするため、謹んで黙祷を捧げたいと思いますので、ご起立を願います。傍聴の方もひとつよろしく願いいたします。

それでは、黙祷いたします。黙祷。

黙祷を終わります。ご着席願います。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松本定臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松本定臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。大阪府後期高齢者医療広域連合議会議長に、小野林治三夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました小野林治三夫議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○松本定臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、小野林治三夫議員が大阪府後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

ただ今当選されました小野林議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

それでは、当選されました小野林議長からごあいさつをお願いいたします。

〔11番 小野林治三夫君 登壇〕

○小野林議員 ただ今議員各位のご推挙を賜り、広域連合議会議長の重責をおあずかりすることとなりました小野林治三夫でございます。もとより微力ではございますが、広域連合議会の円滑な運

営を行い、府民の負託にこたえられるよう努めてまいり所存でございますので、議員の皆様並びに広域連合長をはじめとする理事者各位におかれましては、格別のご支援、ご協力をお願い申しあげ、ごあいさつとさせていただきます。

○松本定臨時議長 ありがとうございます。これで、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。不慣れな進行でございましたが、皆様方のご協力をいただきまして無事大役を果たすことができました。誠にありがとうございます。

○小野林議長 お手元に配付しております追加議事日程に従って進めます。

これより、日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。大阪府後期高齢者医療広域連合議会副議長に、東小夜子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました東小夜子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、東小夜子議員が大阪府後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選いたしました。

ただ今当選されました東小夜子議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

それでは、当選されました東小夜子副議長からごあいさつをお願いいたします。

〔19番 東 小夜子君 登壇〕

○東小夜子議員 議員各位のご推挙により、広域連合議会副議長の要職につくことになりました東小夜子でございます。

人格、見識ともに卓越された小野林議長のもとで、議員の皆様方のご支援並びに広域連合長をはじめとする理事者の皆様のご協力を賜りながら、広域連合議会の円滑な運営に最善の努力を尽くす決意でございます。皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申しあげ、就任のごあいさつとさせていただきます。

○小野林議長 続きまして、日程第2、議席の指定を行います。

ただ今ご着席の仮議席を本議席に指定いたします。

次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番、西田隆一議員及び13番、岸野友美子議員を指名いたします。

次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日7月22日の1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日7月22日の1日と決定いたしました。

次に、日程第5、議案第6号「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉田広域連合長。

〔広域連合長 倉田 薫君 登壇〕

○倉田広域連合長 議案第6号「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」についてご説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きいただきたいと存じます。

副広域連合長につきましては、規約第12条第4項の規定により、関係市町村長のうちから議会の同意を得て選任することになっております。この規定に基づきまして、泉南市長の向井通彦氏並びに大阪狭山市長の吉田友好氏の両名を副広域連合長に選任いたしたくご提案申し上げるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○小野林議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第6号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただ今選任同意されました向井副広域連合長及び吉田副広域連合長が本日の会議に出席されま

す。

〔副広域連合長 入場〕

○小野林議長 代表いたしまして、向井副広域連合長からあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

向井副広域連合長。

〔副広域連合長 向井通彦君 登壇〕

○向井副広域連合長 ただ今副広域連合長のご選任を賜りました向井通彦でございます。代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私ども微力ではございますが、倉田広域連合長を補佐して、府民の負託にこたえるべく、後期高齢者医療制度の円滑な運営に全力を尽くす覚悟でございますので、議員各位におかれましては、何

とぞよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげ、簡単ではございますがあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申しあげます。ありがとうございました。

○小野林議長 次に、日程第6、議案第7号「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、東貴之議員の退席を求めます。

〔4番 東 貴之君 退場〕

○小野林議長 提案理由の説明を求めます。

倉田広域連合長。

〔広域連合長 倉田 薫君 登壇〕

○倉田広域連合長 議案第7号「大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件」についてご説明を申しあげます。

議案書2ページをお開きいただきたいと思います。

広域連合規約第16条第1項におきまして、広域連合に監査委員2人を置く旨定められております。その選任につきましては、同条第2項の規定により、議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に優れた識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

この規定に基づきまして、識見を有する者としまして多田省吾氏を、広域連合議員のうちから選任する者としまして東貴之氏を監査委員に選任いたしたくご提案申しあげるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申しあげます。

○小野林議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第7号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

退席中の東貴之議員の入場を許可します。

〔4番 東 貴之君 入場〕

○小野林議長 次に、日程第7、議案第8号「大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉田広域連合長。

〔広域連合長 倉田 薫君 登壇〕

○倉田広域連合長 議案第8号「大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件」についてご説明を申しあげます。

議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

公平委員会は、地方公務員法第9条の2第1項の規定により、3人の委員をもって組織し、委員



につきましては同条第2項の規定により、議会の同意を得て選任することとされております。

この規定に基づきまして、森下将成氏、尾崎喜代美氏、木村義則氏の3人を公平委員会委員に選任いたしたく、ご提案申しあげるのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申しあげます。

○小野林議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第8号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第9号「大阪府後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例等一部改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

濱田事務局長。

〔事務局長 濱田邦男君 登壇〕

○濱田事務局長 議案第9号「大阪府後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例等一部改正の件」及び大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件につきまして一括してご説明申しあげます。

まず、大阪府後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。

本条例の一部改正は、大阪府及び他の都道府県後期高齢者医療広域連合並びに大阪府内34市町村の年末年始の閉庁日と、当広域連合の年末年始の閉庁日を今年度から同じくするため、条例の一部改正を行うものでございます。

改正条例につきましては、第2条第1項第3号におきまして規定の改正を行っております。

次に、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

ご覧のページの下段、附則第2項をご覧いただきたいと思っております。本条例の一部改正も、大阪府及び他の都道府県後期高齢者医療広域連合並びに大阪府内34市町村の年末年始の閉庁日と当広域連合の年末年始の閉庁日を今年度から同じくするための改正でございます。

改正条例につきましては、第9条第2項で休日の規定を改正いたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申しあげます。

以上です。

○小野林議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第9号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。お諮りいたします。本件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、報告第1号「平成22年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

濱田事務局長。

〔事務局長 濱田邦男君 登壇〕

○濱田事務局長 報告第1号「平成22年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の件」につきましてご説明申しあげます。

本件は、平成22年度におけます保険給付費の支払いに当たり、高額療養費が当初見込み以上の伸びによる予算不足に伴い、予算額の増額補正を本年3月末までに行う必要があったことにより、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分としたものでございます。

議案書の3ページをお開きください。

平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億4,663万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,029億8,984万4,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。議案書の14ページをお開き願います。

まず、歳入につきましてご説明させていただきます。

1 款市町村支出金、1 項市町村負担金、2 目保険料等負担金を26億8,314万4,000円減額し、770億5,978万1,000円といたしております。これは、被保険者の所得額の減に伴う保険料収納見込額の減によるものでございます。3 目療養給付費負担金を2億4,212万2,000円増額し、606億5,326万6,000円といたしております。これは、市町村の定率負担金前年度精算交付分の増によるものでございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費負担金を3億3,366万4,000円増額し、1,815億6,709万6,000円といたしております。これは、療養給付費の増に伴う国の定率負担金の増によるものでございます。2 目高額医療費負担金を4億7,288万8,000円増額し、26億9,579万9,000円といたしております。これは、高額療養費の増に伴う国負担金の増によるものでございます。2 項国庫補助金、1 目調整交付金を16億6,991万6,000円増額し、558億1,298万6,000円といたしております。これは、普通調整交付金の増によるものでございます。2 目後期高齢者医療制度事業費補助金を8,350万8,000円増額し、3億4,601万1,000円といたしております。これは、特別高額医療費共同事業に係る補助金の増によるものでございます。

3 款府支出金、1 項府負担金、1 目療養給付費負担金を6億6,154万7,000円増額し、610億7,269万1,000円といたしております。これは、療養給付費の増に伴う府の定率負担金の増によるものでございます。

次に、議案書の16ページをお開き願います。

2 目高額医療費負担金を5億5,253万7,000円増額し、27億7,544万8,000円といたしております。

これは、高額療養費の増に伴う府負担金の増によるものでございます。2項財政安定化基金支出金、1目財政安定化基金交付金を4,207万6,000円増額し、65億4,207万6,000円といたしております。これは、府の財政安定化基金からの交付金の増によるものでございます。

4款及び1項支払基金交付金、1目後期高齢者交付金を8億1,173万4,000円減額し、3,348億1,153万円といたしております。これは、支払基金からの後期高齢者支援金の減によるものでございます。

5款、1項及び1目特別高額医療費共同事業交付金を1,674万4,000円減額し、1億4,366万4,000円といたしております。これは、400万円を超えるレセプトのうち、200万円を超える医療費に係る共同事業の交付金の減によるものでございます。

次に、歳出についてご説明させていただきます。議案書の18ページをお開き願います。

2款保険給付費、2項高額療養諸費、1目高額療養費を27億5,241万円増額し、338億8,253万3,000円といたしております。これは、高額療養費の給付費の増によるものでございます。

6款及び1項基金積立金、1目医療給付費準備基金積立金を22億577万4,000円減額し、28億2,412万5,000円といたしております。これは、高額療養費の増に伴う医療給付費準備基金への積立額の減によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○小野林議長 提案理由の説明が終わりました。

報告第1号について、質疑の通告がありましたので、通告順にこれを許可します。

松本雪美議員。

[16番 松本雪美君 登壇]

○松本雪美議員 16番、松本雪美です。

22年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の中の説明書の中の16ページにあります財政安定化基金支出金のことについて、いろいろと詳しく説明をしていただきたいと思います。

この質問の中身は、団塊の世代が高齢期に入っていくことは、当然医療費が増大するというのはわかっていたことでありますし、予算はそんなことを想定して組まなければならないと思っていますし、高齢者である75歳以上の保険は一人ずつ加入するということになっていますから、当然75歳以上の方々は高齢者で年金の受給者ということ、それから年金もない方もいらっしゃるかもしれませんが、こういう高齢者が保険料や医療費の負担増は生活を脅かすことになるということは当然のことです。負担増にならないように保険制度は高齢者の皆さんを守る制度でなければならないと、そういうふうには思っています。このことを念頭に置いて、質問をさせていただきます。

まず最初には、財政安定化基金というのが16ページには出ていますが、これの全体像、それからこれがどういう形で運用されてきたのか、そういう中身について詳しく説明を願いたいと思います。

○小野林議長 これより理事者の答弁を求めます。

[事務局次長兼総務企画課長 吉田真一君 登壇]

○吉田事務局次長兼総務企画課長 事務局次長兼総務企画課長の吉田でございます。

松本議員からのご質問にお答え申し上げます。

財政安定化基金の本来の目的としましては、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や医療給付費が予想以上に急増したことによる財政不足等が発生した場合におきまして、広域連合に対する資金の交付や貸し付けを行うために、大阪府に設置されている基金であり、その財源は国、大阪府、当広域連合が3分の1ずつ拠出しているものでございます。

しかしながら、第2期財政運営期間である平成22、23年度の保険料を算定する中で、平成21年11月19日付の厚生労働省通知におきまして、保険料の伸びの抑制を図るべく、剰余金を全額活用してもなお、軽減適用後の一人当たりの保険料額が平成21年度に比べ5%以上増加する広域連合においては、その上回る部分に財政安定化基金からの交付金の交付を受けることにつきまして、大阪府と協議するよう依頼がありました。当広域連合におきましては、保険料を試算した結果が約11%の増加の見込みであったことから、これを受けまして基金への積み増し、取り崩しにつきまして大阪府と協議を行い、2年間で約120億円の交付を受けることとなったものでございます。

なお、平成22年5月19日公布の医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、保険料の伸びの抑制を図るために基金の活用ができることとなりました。

以上でございます。

○小野林議長 松本雪美議員。

〔16番 松本雪美君 登壇〕

○松本雪美議員 ご説明していただきました。2年にわたって120億円を、医療費の増大によって剰余金だけでは対応できないと、そういうことでこの財政安定化基金を利用して保険料の伸びの抑制を図るということが実際に実施されたと、そういうことでありますが、そうしますと、来年度はまた保険料の見直しの時期、2年に一度ということで見直しの時期になるわけですから、今現在のこの財政安定化基金というのはどういう状況になっているのか。ここでは補正前の額が65億円ということで、補正額4,200万円ほど補正されてるわけですが、実態として今基金の残高はどういう状況になっているのか、お答えをお願いしたいと思います。

○小野林議長 再度答弁。

〔事務局次長兼総務企画課長 吉田真一君 登壇〕

○吉田事務局次長兼総務企画課長 ご質問にお答え申し上げます。

財政安定化基金につきましては、大阪府において設置、管理されている基金でございます。大阪府に確認したところでございますが、平成22年度末における基金残高につきましては、約27億3,000万円となっているとのことでございます。また、本会議におきまして交付金について4,207万6,000円の増額補正の専決報告をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、平成23年2月議会において概算額として増額補正を議決いただいた交付額が、大阪府から23年3月28日付で交付決定通知が送達されたことに伴いまして確定したことによる差額でございます。平成23年2月議会において議決いただいた増額補正につきましては、当初見込みで約120億円であった交付金を、広域連合といたしましては、給付費の伸びや各財源の収納状況に応じて、平成22年度約30億円、平成23年度におきましてはその残額である約90億円を予算として予定したのに対しまして、大阪府に

においては、初年度交付可能限度額としまして、平成22年度におきましては約65億円、平成23年度はその残額である約55億円を予算計上していただいたものでございます。その後、大阪府と協議を進める中で、平成22年度につきましては、おおむね府の当初予算どおりの交付がなされる見込みとなったため、65億円の増額補正を上程し、議決いただいたものでございます。

なお、当初2年間で約120億円と見込んでいた交付金でございますけれども、平成23年度につきましては、当初の必要額を算出した際に算入しておりませんでした預金利子等の収入増などが見込まれたために、当初予算を約5億円減額しまして、50億円として同議会において上程、議決されたところでございます。

以上でございます。

○小野林議長 松本雪美議員。

〔16番 松本雪美君 登壇〕

○松本雪美議員 いろいろ詳しいご説明ありがとうございました。

本来ならば保険料がアップされる場合というのは、全額国負担で実施されるべきだと私は思っています。高齢者の保険料負担を増やしてはならないと、そういうふうには思ってきたのですが、実態はそうではなく、保険料が算定されるときには、こうした財政安定化基金ということで国と大阪府と広域連合ということで3分の1ずつ負担したものを、保険料の見直し、アップをせねばならないときに、保険料を抑制するために使ったというような状況がよくわかりました。来年度に向けてはそういう負担増ですね、高齢者の方たちに大きく負担が起こるようなことは、絶対してはならないという思いでいっぱいなんですけれども、そういうことを思うとき、やっぱり国に向けて広域連合の方から保険料アップにつながらないようないろんな対策を講じていただけるように強く要望してほしいと思うんです。22年度の保険料のときは、先程もおっしゃいましたように、11%の値上げを実施するというふうに私たちも最初は聞いておりました。しかし、それでは余りにも高齢者負担が重くなる、保険料の負担が重くなると、こういうことで、財政安定化基金を使わせていただいて、5%のアップに落ち着いたということで、私たちは一定、その保険料の値上げ率が半分になったということでほっとしたわけですが、そういう意味から見て、来年度に向けて、やっぱり保険料のアップにつながっていかないような形で必ず高齢者をしっかり守っていくと、安心して医療にかかれるような保険制度を続けていけるように、先程から議長も、それから広域連合長、副広域連合長も皆さん同じように、安心して医療にかかれるようにするために頑張りたいと、こうおっしゃっていましたから、私はそういう皆さんのお言葉を信頼して、次年度、24年度に向けてもそういうお年寄り、75歳以上の皆さんたち一人一人が保険に加入させられたこの後期高齢者医療制度に対して、負担が軽くなるように、医療保険料が軽くなるようにということを望みますし、この制度そのものが民主党政権のもとで、この保険制度やめにするんやと、こういうふうに政策として掲げられたのにもかかわらずいまだに続いているわけですから、この制度そのものが本当になくなって、お年寄りをしっかり守れるような保険制度へとつないでいていただきたいと、このことを要望して私の質問を終わることにいたします。

どうもありがとうございました。

○小野林議長 松本雪美議員の質疑が終わりました。

続きまして、野口議員。

〔10番 野口真知子君 登壇〕

○野口議員 10番、野口真知子です。私は、後期高齢者医療特別会計補正予算の高額療養費のことについて質問いたしたいと思います。

今、本当に高齢化が進み、経済状況の悪化の中で低所得者や低年金の方がたくさん増えておられます。そのことは本当によくわかるんですけども、今回の補正予算で高額療養費の補正予算額が27億円とかなり多く、なぜこういうふうな金額になったのか、なぜ補正をしなければならなかったのかという、そのところの具体的なことをお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小野林議長 これより理事者の答弁を求めます。

〔給付課長 奥山芳人君 登壇〕

○奥山給付課長 給付課長の奥山でございます。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

まず、高額療養費の増額補正についてであります。高額療養費の当初予算の算出に当たりましては、前々年度の給付費総額に占める高額療養費の割合、これを高額療養費係数といたしますが、これを計算し、この数値をもとに算出しております。平成20年度、21年度予算につきましては、後期高齢者医療としての過去の実績がないことから、老人保健時代における過去3年間の平均高額療養費係数で算出いたしました。平成22年度予算におきましては、平成20年度の実績があることから、これをもとに算出することとし、この高額療養費係数が0.039723であったため、平成22年度は給付費総額に小数点以下第3位を四捨五入した0.04を乗じた311億3,012万3,000円を予算計上いたしました。しかしながら、高額療養費の伸びが予想以上に大きく、決算見込みにおいて338億8,253万3,000円と見込まれたことから、27億5,241万円の増額補正を行うことといたしました。

その原因の1つといたしましては、現役並み所得者、3割負担の方ですが、この減少と、低所得者の増加が考えられます。現役並み所得者は平成20年度平均7万330人、22年度は6万7,774人となっており、全被保険者に占める割合は、平成20年度9.6%、22年度8.5%と1.1%減少しております。一方で、住民税非課税世帯等低所得者の被保険者は、平成20年度平均31万9,891人、22年度36万1,529人となっており、全被保険者に占める割合は、平成20年度39.9%、22年度45.1%と5.2%増加しております。このような状況から、低所得者は負担限度額が低く設定されているため、高額療養費等の支給が増加したものと考えております。

なお、23年度における高額療養費の予算額につきましては、高額療養費係数は老人保健時代0.046996、20年度0.039723、21年度0.042511のように年度により変動が大きいことから、算出方法を改め、実績額から算出することとし、平成22年度決算見込みと21年度決算との伸び率をもとに362億6,733万9,000円を計上しております。

以上でございます。

○小野林議長 野口議員。

〔10番 野口真知子君 登壇〕

○野口議員 今のお答えの中で、これからますます高齢化の中で高額療養費が今の状態でしたら増えてくると思うんですけども、その高額療養費を抑えるための対策とかいろいろ考えておられると思うんですけども、ちょっと具体的にどのようにされているのかお聞かせ願いたいと思います。

○小野林議長 再度答弁。

〔給付課長 奥山芳人君 登壇〕

○奥山給付課長 お答えさせていただきます。

高額療養費に限ったものではございませんが、後期高齢者医療制度を安定的に運営していくためには、医療費適正化の推進は極めて重要であると認識しており、各種の取組みを行っております。

主な取組みといたしましては、まず1点目は医療を受けられた全被保険者に医療費通知を送付しております。これは被保険者の健康意識を高めていただくことを目的としておりまして、医科、歯科、調剤はもとより柔道整復による施術、この23年1月送付分からは鍼灸マッサージ等の受診の履歴を掲載しております。

2点目は、レセプトの2次点検を実施しております。国民健康保険団体連合会に委託しておりますが、医科、歯科、調剤の単月の内容点検のほか、同一医療機関での入院分と外来分についての算定を点検する横覧点検、同一医療機関に同一疾病で受診している患者の複数月をさかのぼって点検する縦覧点検を実施しております。また、1,500点以上の調剤レセプトにつきましては、医科、歯科、レセプトとの突合点検を行っております。

3点目は、重複頻回受診訪問指導を実施しております。これは、同一疾病について同一診療科目の1カ月当たりのレセプト枚数が5枚以上ある者、同一傷病について1カ月当たり15回以上の受診がある者について訪問し、相談に応じるとともに、健康指導を行うものでございます。22年度はモデル地区としまして各ブロックから8市区を定め、1人につき2回訪問することが望ましいことから、延べ1,000人の予定で12月から実施いたしました。23年度は実施地区を府内全域とし、延べ2,000人として実施する予定で、現在対象者の抽出に当たっております。なお、個人情報保護の観点から、契約を交わす際、契約書にその条項を盛り込むとともに、別途個人情報取扱特記事項を作成し、契約書に添付させております。

4点目は、ジェネリック後発医薬品の利用促進に係る差額通知の送付でございます。ジェネリック医薬品の利用促進につきましては、被保険者証送付の際に同封する後期高齢者医療制度のしおりに案内を掲載するとともに、ジェネリック医薬品希望カードを同封し、費用負担の軽減を図るようしております。また、当広域連合のホームページにおいてもお知らせを掲載しております。ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知につきましては、送付する予定をしており、市町村国保、広域連合で利用できるよう、国民健康保険中央会においてシステム開発が行われているところであります。

これらの医療費適正化対策を確実に実施することによりまして、高齢化とともに毎年増加する医療給付費の伸びをできる限り抑制することにより、今後とも引き続き後期高齢者医療制度の財政の安定的運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小野林議長 野口議員。

〔10番 野口真知子君 登壇〕

○野口議員 これから高齢者がどんどん増える中で、本当にお年寄りの方々が長生きしてよかったと思える社会づくり、それから必要な医療が必要な人に必要なだけ受けられる社会にするために、医療機関の方にも適正な指導を行っていただいて、くれぐれも受診抑制を避けられるように心からお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○小野林議長 野口議員の質疑が終わりました。

通告のございました質疑は以上でございます。

これより報告第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、報告第2号「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例一部改正の専決処分の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

濱田事務局長。

〔事務局長 濱田邦男君 登壇〕

○濱田事務局長 報告第2号「大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例一部改正の専決処分の件」につきましてご説明させていただきます。

本条例の一部改正は、人事院規則の改正に伴うものでございます。本件は、平成23年度当初から対象となる職員が出るのが予想されたこと、併せて人事院規則の改正が平成23年4月1日施行となることにより、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分としたものでございます。

議案書の5ページをお開き願います。

改正条例につきましては、第16条第4項におきまして、1カ月について60時間を超えて勤務した日曜の時間外勤務全時間に係る1時間当たりの時間外勤務手当の支給割合を平日及び土曜と同様とする改正を行っております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○小野林議長 提案理由の説明が終わりました。

報告第2号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11、報告第3号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正の専決処分の件」を議題といたします。



提案理由の説明を求めます。

濱田事務局長。

〔事務局長 濱田邦男君 登壇〕

○濱田事務局長 報告第3号「大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正の専決処分の件」につきましてご説明させていただきます。

議案書の6ページをお開き願います。

本条例の一部改正は、3月11日の東日本大震災の発生に伴う保険料の減免に係る改正でございます。保険料の減免等につきましては、本条例第17条第1項の第1号から第3号に該当要件の規定を設けておりましたが、このたびの東日本大震災の発生に伴いまして、国において新たな保険料の減免基準が示されましたことから、同第4号に、「前3号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認めるとき」を規定し、その詳細については規則において定めることといたしました。

なお、同条例の一部改正につきましては、国の通知により平成23年度の保険料決定通知書等を被保険者に送付する際に、減免後の保険料額も同時に送付することが望ましいとされましたことから、専決処分により6月14日に施行させていただいたところであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○小野林議長 提案理由の説明が終わりました。

報告第3号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。お諮りいたします。本件について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第12、大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、東登氏、橋本哲彦氏、森田純一氏、榎本良祐氏、以上4名を指名いたします。

続いて、補充員の指名をいたします。なお、委員に欠員が生じた場合の補充順位は、指名順といたします。

補充員には、大東均氏、北森稔氏、大城朝得氏、東村正剛氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました方々を選挙管理委員及び補充員の当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小野林議長 ご異議なしと認めます。よって、東登氏、橋本哲彦氏、森田純一氏、榎本良祐氏の4名が選挙管理委員に、大東均氏、北森稔氏、大城朝得氏、東村正剛氏の4名が補充員に当選されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

広域連合長から閉会のごあいさつがあります。

倉田広域連合長。

〔広域連合長 倉田 薫君 登壇〕

○倉田広域連合長 大阪府後期高齢者医療広域連合議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今回の臨時会におきましては、上程議案についていずれも原案どおりご議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、政府・与党におきましては、税と社会保障一体改革と称して相当の期間検討が重ねられてまいりました。この社会保障制度の一体改革の中に、後期高齢者医療制度を廃止して、新たな制度を発足させるということがあったことはご承知のとおりであります。先般、与党内では一定の結論が出されましたけれども、この結論は閣議に報告するにとどまっております。まだ政府の決定に至っていないことはご承知のとおりであります。したがって、私ども大阪府後期高齢者医療広域連合といたしましては、冒頭にも申しあげましたが、80万を超える被保険者の皆様方が安心して必要な医療を受けることができるように、今後とも制度の安定的運営に向けて取り組んでまいる所存でございます。

議員の皆様におかれましては、引き続き格別のご指導、ご支援を賜りますようによろしくお願ひ申しあげ、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○小野林議長 これをもちまして、平成23年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会7月臨時会を閉会いたします。

午後2時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 松本 定

議長 小野林 治三夫

署名議員 西田 隆一

署名議員 岸野 友美子